

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第２期）
事業者選定審査委員会報告書

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第２期）事業者選定審査委員会設置要領第４条に基づき、応募者から提出された提案書の審査を行なった。

なお、今回の審査に関しては、応募者が１グループであることから、審査委員会では、要求水準書の要件を満たした提案であるか精査するため審査に臨んだ。

審査の結果、応募者番号１より提出された提案書の内容が、要求水準書の要件を満たしていたことから、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第２期）の選定事業者として妥当であると判断をしたので報告する。

令和６年１０月２２日

群馬東部水道企業団
企業長 清水 聖義 様

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等
包括事業（第２期）事業者選定審査委員会